

従業者給与総額月別内訳明細表

事業所等明細書（別表1）の④従業者給与総額の月別内訳を記載してください。

非課税明細書（別表2）の障害者・65歳以上（注）の従業者給与総額の月別内訳を記載してください。

課税標準の特例明細書（別表3）の雇用改善助成対象者の⑦控除従業者給与総額の月別内訳を記載してください。

非課税明細書（別表2）の非課税対象施設にかかる従業者給与総額を記載してください。

従業者給与総額月別内訳明細表

区分		従業者給与総額 ①		障害者及び65歳以上の者の給与等 (注) ②		雇用改善助成対象者の給与等×1/2 ③		氏名又は名称 非課税対象施設に係る従業者給与総額 ④		一宮総業株式会社 課税標準の特例控除従業者給与総額 ⑤		差引課税標準となる従業者給与総額 ①-②-③-④-⑤ ⑥	
年	月	人	円	人	円	円	人	円	円	人	円	人	円
22	4	108	21,177,098	15	2,037,744	137,150	2	274,868			91	18,727,336	
22	5	108	21,177,097	15	2,037,745	137,149	2	274,869			91	18,727,334	
22	6	108	21,177,097	15	2,282,188	137,150	2	274,867			91	18,482,892	
22	7	108	21,177,097	16	2,282,189	137,150	2	274,868			90	18,482,890	
22	8	108	21,177,097	16	2,282,189	137,150	2	274,868			90	18,482,890	
22	9	108	21,177,097	16	2,282,189	137,150	2	274,868			90	18,482,890	
22	10	108	21,177,097	16	2,282,189	137,150	2	274,868			90	18,482,890	
22	11	108	21,177,097	16	2,282,189	137,150	2	274,868			90	18,482,890	
22	12	108	21,177,097	16	2,282,189	137,150	2	274,868			90	18,482,890	
23	1	108	21,177,097	16	2,282,189	137,150	2	274,868			90	18,482,890	
23	2	108	21,177,097	16	2,282,189	137,151	2	274,868			90	18,482,889	
23	3	108	21,177,097	16	2,237,744	137,149	2	274,868			90	18,527,336	
	6月賞与	108	33,883,355	15	3,580,391	219,439	2	439,789			91	29,643,736	
	12月賞与	108	50,825,034	16	5,370,589	329,161	2	659,684			90	44,465,600	
	未払金												
	計		338,833,554		35,803,913	2,194,399		4,397,889				296,437,353	

すでに支払いの義務が発生し、未払金として損金経理されている給与等は、その課税標準の算定期間中における従業者給与総額に含まれますので、ここに記載してください。

課税標準の特例明細書（別表3）の法第701条の41該当の⑦控除従業者給与総額の月別内訳を記載してください。

(注)
 ※ 年齢65歳以上の者については、経過措置が設けられていますので、次の区分により読み替えてください。
 ① 平成19年4月1日以後開始する法人の事業年度 …… 63歳以上
 ② 平成22年4月1日以後開始する法人の事業年度 …… 64歳以上
 ③ 平成25年4月1日以後開始する法人の事業年度 …… 65歳以上

免税点の判定は、課税標準の算定期間の末日現在において、事業所ごとの①-②-④の人数を合計した人数により行います。